第７期（2018～2020年度）の施設整備と介護保険料について

１．保険給付費の見込み

	2015～2017年度（第6期）（イ）	2018～2020年度（第7期）（ロ）	（ロ）－（イ）	
保険給付費及び地域支援事業費	107,524,146千円	117,828,176千円	10,304,030千円	・・・第6期比9.6%増

【保険給付費の財源構成】
・保険料　５０%、公費（国、県、市）　５０%
・保険料５０%のうち、65歳以上（第１号被保険者）が２３%、40～64歳（第２号被保険者）が２７%の負担割合となる。負担割合は、直近の人口構成比に基づき、国が決定したものであり、第１号被保険者の負担割合は第６期の２２%から上昇した。

増額要因

〇保険給付費の増
- ・高齢化に伴うサービス量の増加
- ・介護報酬の引上げ　2018年度（H30年度）報酬改定＋0.54%など
- ・介護サービスをはじめとした地域支援体制の拡充

２．第７期の施設整備計画について

〇施設整備の考え方

特別養護老人ホーム⑦及びグループホーム⑤については、圏域ごとの待機者数に加え、既存施設の空床数を把握し、当面の間、必要な整備数を見込んだ。
（特別養護老人ホーム29人×２、グループホーム18人×３）
介護医療院④については、転換に係る介護療養型医療施設③に対する県の移行調査から、2020年度に移行の意向があった病院２施設を位置づけた。
（介護療養型医療施設　▲２施設176人、介護医療院　２施設198人）
看護小規模多機能型居宅介護事業所⑧については、３福祉健康センター圏域ごとに２施設の整備を見込み、６施設から、既存の２施設（元町、駅西各１施設）を除いた４施設を盛り込んだ。
（29人×４）

区分		2017年度現況（A）		2018～2020年度整備（B）	2020年度目標量（A）＋（B）
介護保険施設	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	19施設	1,852人	0人	1,852人
	②介護老人保健施設	12施設	1,429人	0人	1,429人
	③介護療養型医療施設	6施設	323人	−176人	147人
	④介護医療院　H30制度改正で新設	ー施設	ー人	198人	198人
地域密着型サービス	⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	52施設	980人	54人	1,034人
	⑥介護専用型特定施設（小規模）	ー施設	ー人	ー人	ー人
	⑦介護老人福祉施設（小規模）（特別養護老人ホーム）	22施設	632人	58人	690人
	⑧看護小規模多機能型居宅介護事業所	2施設	55人	116人	171人

平成29年度　第３回 金沢市介護保険運営協議会	資料４
平成30年2月23日	

３．第１号被保険者（65歳以上の方）の月額保険料

○第７期介護保険料設定の考え方

・介護給付費準備基金の活用

・所得金額1,000万円以上の方に対する負担の引上げ ⇒ 保険料段階を新設

以上により、基準月額の抑制を図った。

⇨ **保険料基準額　月額6,590円**　310円・4.9%増（第6期比）

（給付費の同時期の伸び率9.6%に比べて上昇は抑制）

【第７期】　　**【第６期】**

2018～2020年度

１３段階					第7期人数（見込み）	１１段階（現行）	
段　階			基準額に対する割合	保険料（年額÷12）		基準額に対する割合	保険料（年額÷12）
第１	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の者, ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		0.45 ↓ 0.40	2,636円	17,762人	0.45 ↓ 0.40	2,512円
第２	本人非課税	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.65	4,284円	9,834人	0.65	4,082円
第３	本人非課税	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える者	0.70	4,613円	9,549人	0.70	4,396円
第４	本人非課税	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税の者：課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.85	5,602円	12,529人	0.85	5,338円
第５	本人非課税	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税の者：課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	**基準額 1.00**	**6,590円**	17,236人	**基準額 1.00**	**6,280円**
第６	本人課税	合計所得金額が120万円未満の者	1.15	7,579円	18,230人	1.15	7,222円
第７	本人課税	合計所得金額が120万円以上200万円未満の者	1.25	8,238円	16,485人	1.25	7,850円
第８	本人課税	合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	1.40	9,226円	8,352人	1.40	8,792円
第９	本人課税	合計所得金額が300万円以上500万円未満の者	1.50	9,885円	4,849人	1.50	9,420円
第１０	本人課税	合計所得金額が500万円以上800万円未満の者	1.75	11,533円	1,917人	1.75	10,990円
第１１	本人課税	合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の者	2.00	13,180円	632人	2.00	12,560円
第１２		合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の者	2.15	14,169円	724人		
第１３		合計所得金額が1,500万円以上の者	2.30	15,157円	987人		

新設

【段階設定に当たっての留意点】

1　低所得者に配慮した保険料の軽減

・第１段階への公費財源の投入

2　所得の高い方に対する保険料段階の設定

・第12段階・・・年間所得金額1,000万円以上1,500万円未満　　・第13段階・・・年間所得金額1,500万円以上

最上位となる保険料段階の乗率「2.3」については、高齢化率が本市と近似している中核市における最上位段階の乗率の平均値を参考にして、設定した。

3　基準所得金額の変更

・高齢者の所得状況の実態を踏まえ、第７段階と第８段階の境界となる基準所得金額を、従前の190万円から200万円に、第８段階と第９段階の境界となる基準所得金額を、従前の290万円から300万円とした。